

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

英国内務省

国別政策及び情報ノート

中国：法輪功

第 2.0 版

2020 年 11 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

序文

目的

本ノートは、特定の種類の保護及び人権に関する申立て（序論の節において提示されるようなもの）を取り扱う内務省の意思決定者が使用するための出身国情報（COI）及び COI の分析を提供するものです。特定の主題又はテーマについて網羅的に調査することを意図したものではありません。

本ノートは 2 つの主要な節に区分されます：(1) COI 及びその他の証拠の分析及び評価、並びに、(2) COI。以下、これらを詳細に説明します。

評価

本節（すなわち、COI 節、難民／人権法及び政策、並びに適用される判例法）は本ノートに関係する証拠を分析します。それら、及びそれらの相互関係を説明し、また全般的に、以下のうちのいずれか 1 つ又は複数が該当するかについての評価を提示します。

- ・ある個人が迫害又は重大な危害の現実的リスクにさらされる可能性がかなり高い
- ・全般的な人道の状況は、欧州理事会指令（European Council Directive）2004/83/EC（資格指令（Qualification Directive））第 15(b)条／移民規則（Immigration Rules）の 339C 項及び 339CA(iii)項に法令化された欧州人権条約（European Convention on Human Rights）第 3 条に違反するほどに苛酷である
- ・治安状況は市民生活又は個人に対して、それが移民規則の 339C 項及び 339CA(iv)項に法令化された資格指令第 15(c)条に違反するほどの現実のリスクを提起する
- ・個人は国家（又は準国家機関）から保護を得ることができる
- ・個人は国内又は領土内において、ある程度、移住することができる
- ・申立ては庇護の提供、人道的保護又はその他の形態による許可を正当化する可能性が高い
- ・申立てが却下された場合には、2002 年国籍、移民及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）第 94 条に基づき、「明らかに根拠がないこと」と証明される可能性が高い又は低い

しかし意思決定者は、全ての申立てを各ケース固有の事実を考慮に入れた上で、個人ベースで検討する必要があります。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

出身国情報

本ノートにおける出身国情報は、2008年4月付けの出身国情報（COI）処理に関するEU（欧州連合）共通ガイドライン、及びオーストリア出身国庇護調査ドキュメンテーションセンター（ACCORD）、出身国情報の調査－研修マニュアル、2013年に提示されるCOIの調査の一般原則に従って慎重に選定されています。すなわち、COIの妥当性、信頼性、正確性、バランス、最新性、透明性及び追跡可能性を考慮に入れることです。

出身国情報の節の構成及び内容は、本ノートに関連する一般的及び個別の論題を提示する付託事項に従います。

本ノートに含まれる全ての情報は公表済みであるか、又は出身国情報の節における「基準日」以前に一般の閲覧に供されています。これらの基準日より後に発生したいかなる出来事も、公表されたいかなる報告／論考も含まれていません。

全ての情報は一般向けに参照可能又は入手可能であり、信頼できる情報源からのものです。彼らが提示する情報源及び情報は、取り入れる前に慎重に検討されます。情報源及び情報の信頼性を評価することに関連する要素には以下のものが含まれます：

- ・ 情報源の動機、目的、知識及び経験
- ・ 情報の入手方法（使用された具体的な方法論を含む）
- ・ 情報の最新性及び詳細、並びに
- ・ そのCOIは他の情報源と整合するか及び／又は他の情報源により確認されているかどうか。

情報が正確で、バランスがとれておりまた確認されていることを確実にするために、複数の情報源が使用され、それによって本ノートに関連する論点について、公表される時点における包括的で最新の描像が提供されます。

情報は、広範にわたる見解及び意見を提供するために、可能な限り、比較・対照されます。しかし情報源の記載は、本ノート又はそれにより表明されるいかなる見解をも裏付けるものではありません。

各情報は脚注で簡潔に参照先が示されます。本ノートの編集に際して引用された、又は参照された全ての情報源の詳細は参考文献欄にアルファベット順に列挙されます。

フィードバック

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

私たちの目標は私たちの資料を持続的に改善することです。したがって、本ノートについてコメントしたいと思われる場合は、国別政策及び情報チーム (Country Policy and Information Team) まで電子メールをお寄せください。

国別情報に関する独立諮問グループ

2009年3月に国境・移民独立主任検査官により国別情報に関する独立諮問グループ (IAGCI)が設立されましたが、これは内務省により作成されたCOIのアプローチの効率性、有効性及び一貫性をレビューする上で同検査官を支援するものです。

IAGCIは内務省のCOI資料に関するフィードバックを歓迎します。内務省の何らかの資料、手順又は政策を支援することはIAGCIの任務ではありません。IAGCIの連絡先は以下のとおりです。

国別情報に関する独立諮問グループ

国境・移民独立主任検査官

5th Floor

Globe House

89 Eccleston Square

London, SW1V 1PN

電子メール : chiefinspector@icibi.gov.uk

IAGCIの活動に関する情報及びIAGCIによりレビューされた文書のリストは gov.uk [website](#)の主任検査官のページにおいて参照することができます。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

目次

評価	7
1. 序論	7
1.1 申立ての根拠	7
1.2 注意点	7
2. 問題の検討	7
2.1 信憑性	7
2.2 除外	7
2.3 条約上の根拠	8
2.4 リスク	9
2.5 保護	12
2.6 国内における移住	12
2.7 証明	12
国別情報	14
3. 中国における宗教	14
3.1 宗教人口統計	14
4. 法的背景	14
4.1 憲法	14
4.2 宗教活動に関する規制	15
5. 法輪功	17
5.1 法輪功とは何か？	17
5.2 歴史	17

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5.3 実践及び信念	19
5.4 香港における法輪功	20
5.5 勧誘	22
6. 法輪功実践者の国家的処置	23
6.1 国家の姿勢及び処置	23
6.2 逮捕	24
6.3 拷問及び拘禁	25
6.4 臓器の摘出	29
7. 移動の自由	31

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

評価

更新：2020年11月11日

1. 序論

1.1 申立ての根拠

1.1.1 その者が法輪功の実践者であるがための、国家による迫害又は重大な危害の恐怖。

1.2 注意点

1.2.1 法輪功はまた法輪大法としても知られています。法輪功は実際には実践に関する呼称であり、法輪大法は活動の教えに関する呼称です。しかしこれらの用語はしばしば区別せずに使用されています。

2. 問題の検討

2.1 信憑性

2.1.1 信憑性の評価に関する情報については、信憑性及び難民認定の評価に関する要領を参照してください。

2.1.2 意思決定者はまた、英国のビザ又はその他の形態による許可に対する申請が以前にあったかどうかについてもチェックする必要があります。ビザと一致する庇護の申請は、庇護に関するインタビューに先立って調査されるべきです（ビザ適合、英国ビザ申請者からの庇護請求に関する庇護要領を参照してください）。

2.1.3 意思決定者はまた、言語分析試験も検討すべきです（言語分析に関する庇護要領を参照してください）。

2.2 除外

2.2.1 意思決定者は1ないし複数の除外条項が適用されるかどうかについて検討しなければなりません。その者が難民条約（Refugee Convention）から除外されたとすると、その者は人道的保護の提供からも除外されることとなります。各事案は個々の事実及び評価に基づき考察されなければなりません。

2.2.2 除外条項及び制限付き許可に関する更なるガイダンスについては、難民条約第1F条及び第33条(2)における除外、人道的保護並びに制限付き許可に関する庇護指針を参照してください。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.3 条約上の根拠

2.3.1 法輪功は宗教というよりはむしろ実践です（法輪功を参照してください）。したがって意思決定者は、法輪功を難民条約の意味における宗教として取り扱うべきではありません。

2.3.2 国別指針事案 LL（法輪功、条約上の根拠、リスク）中国 CG[2005]UKAIT 00122（ヒアリング 2005 年 7 月 29 日及び公表 2005 年 8 月 9 日）において、上級審判所（UT）は L 中国対内務省大臣[2004]EWCA Civ 1441（ヒアリング 2004 年 9 月 21 日及び公表 2004 年 11 月 3 日）における控訴院の判決に記載された理由で、法輪功のメンバーは難民条約の意味における PSG（特定の社会的集団）を構成しないとすることを承認しました。それは「・・・法輪功のメンバーが不変的性格を有していないためである。メンバーになることは選択的事項であり、人は何時でもメンバーになることができるが、また何時でもメンバーを辞めることもできる。法輪功のメンバーが迫害されるという事実自体によって、彼らをこの目的のために『特定の社会的集団』と認定することはできない。なぜなら、特定の社会的集団は迫害とは独立に存在しなければならないということが繰り返して言われているからである」（第 25 項）。

2.3.3 UT は LL において次のような判決を下しました。

「法輪功のメンバーは彼ら自身を政治的意見を表明しているとみなしていない可能性があり、また彼らが過激なカルトであるという主張を確実に否定するであろう。多くの実践者は彼らの精神的次元を彼らの活動に帰するものとするであろう。しかしながら中国政府は、彼らが共産党の確立された構成の外部において、相当の規模で一般公衆を動員する能力を持っているという懸念から、彼らの政治的意見をそれらに帰するものとし、そして中国政府はこのことを共産党、ひいては国家に対する脅威であるとみなすのは、客観的証拠から明らかと思われる」（第 32 項）。

2.3.4 意思決定者が法輪功の実践者は中国に帰国すれば迫害のリスクにさらされると認定した場合には、条約上の根拠は「政治的意見」となり、「宗教」又は「特定の社会的集団のメンバーであること」ではなくなることになります。

2.3.5 条約上の根拠を確立することは難民として認定するには充分ではありません。問題は、特定の個人が、彼らの現実の又は負わされた条約上の根拠のため、事実に基づく迫害の恐怖を有しているかどうかということです。

2.3.6 条約上の根拠についての更なるガイダンスについては、信憑性及び難民認定の評価に関する要領を参照してください。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.4 リスク

a. 中国本土

2.4.1 法輪功は良好な健康と心の平安を達成するために瞑想技術と肉体的鍛錬を使用するものですが、それは 1990 年代に人気が増大し、グループは 1990 年代には 1 億人の信奉者を獲得したと主張しています。人口 13 億 9,000 万人を超える中国において、現在法輪功を実践している人たちの数は 700 万から 1,000 万人と信じられていますが、幾つかの消息筋は全体の人数は 2,000 万人から 4,000 万人までの間にあると示唆しています。報道によれば、法輪功は中国全土で活動を続けており、最も顕著であるのは山東省及び中国東北部ですが、このことを検証するのは困難です（「法輪功とは何か？、歴史及び宗教人口統計」を参照してください）。

2.4.2 政府は 1999 年に法輪功を非合法としました。法輪功は中国政府により「邪教」とみなされ、また中国の反カルト（邪教（xie jiao））ウェブサイトの禁じられた集団のリストに記載されています。刑法は「カルト組織」とみなされる集団に帰属する人たちの告発を定めており、その刑罰は最高で終身刑です（宗教活動に関する規制（RRA : Regulations on Religious Affairs）、歴史及び法輪功実践者の国家的処置を参照してください）。

2.4.3 中国共産党（CCP）は、6-10 弁公室として知られる超法規的治安グループを保持していますが、それは 1999 年 6 月 10 日の法輪功の弾圧に因んで名づけられたもので、法輪功の活動を根絶することを任務としています。報告によれば、6-10 弁公室は「再教育による転換センター」として知られる特殊施設を設置しており、それは実践者らに対して彼らの信奉の放棄を強いるものです（法輪功実践者の国家的処置を参照してください）。

2.4.4 明慧（Minghui）は法輪功に関して報じるウェブサイトですが、6,000 人を超える法輪功の実践者らが 2019 年の間に逮捕されたと伝えています。この情報源は、2019 年に 774 人の法輪功の実践者らに対して、彼らの信奉のために刑罰が下され、そのうち 96 人の実践者らが同年内に死亡しましたが、うち 19 人は刑務所、拘禁センター又は警察署で死亡したと指摘しています（逮捕並びに拷問及び拘禁を参照してください）。

2.4.5 政府はしっかりと組織化されたキャンペーンを遂行しており、ある場合には暴力的な活動もしていますが、その目的は実践者に対して、法輪功の信奉及び実践を放棄させることです。実践者らは国全体を通じて逮捕されており、最も多いのは山東省、河北省及び四川省（2019 年には 1,000 件を超えるケース）で、一般に 3 年から 7 年までの禁錮刑を宣告されています。報道によれば、拘禁されている実践者らは、彼らに対して信奉と実践を放棄させるための措置としてのさまざまな肉体的及び心理的威圧を受けています。報道はまた、拷問及びその他の不当な扱い並びに拷問に起因する死亡の告発に言及しています（拷問及

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

び拘禁を参照してください)。

2.4.6 法輪功の実践者らは長い間、拘禁されている間に臓器強制摘出の対象となっていたと考えられています(処刑の前又は処刑後)。中国での臓器移植濫用停止国際ネットワーク(ETAC)により、しかし同組織からは独立して開始された国際専門家法廷が、臓器強制摘出を調査するために2019年に開設されました。この法廷は臓器強制摘出が数年間にわたり著しい規模の下に実行されたこと、法輪功の実践者らは臓器提供者であり、しかも主たる提供者であることを突き止めました。中国政府は、彼らが法輪功のメンバーを含む、良心の囚人から意思に反して臓器を摘出してきたとする主張を否定し続けています(臓器の摘出を参照してください)。

2.4.7 国別指針事案 LLにおいて法廷は次の判決を下しました。

「・・・客観的証拠全体からのリスクに関する私たちの最初の結論は、特別な要因がなければ、個人的にかつ慎重に法輪功を実践する者について、中国当局からの『現実のリスク』に達するに十分な、いかなるリスクも通常はないということである。いかなる推定においても、中国における法輪功の実践者は極めて多数である。引き合いに出される人数は200万人から数億人の範囲にある。私たちが得た証拠から考える限り、法輪功の活動の結果として中国当局による拘禁又は再教育の対象となった人々の数は、確かに絶対数としては多いが、実践者の全体数から見ればその割合は比較的小さい。このことが示すのは、中国において法輪功を実践する大多数の者は個人的に慎重に行っており、当局との間で重大な問題に直面することはない」(第35項)。

2.4.8 LLにおいて上級審判所はまた、中国当局と法輪功それぞれの情報源は、それら自身の意図を持っており、それらは慎重に観察されるべきであるという判決を下しました(第35項)。

2.4.9 LLにおいて上級審判所はまた次の判決を下しました。すなわち「実践者が、当局の注意を引く可能性の高い活動の関わった場合には重大な不当な扱いのリスクが著しく高まることになる。このような活動には法輪功の公衆の中での実践、新規メンバーの募集、及び法輪功の情報の普及が含まれる。不当な扱いを受けるリスクはまた、ある者が以前に当局の警戒を喚起し、拘禁され/再教育され、そして法輪功の実践を継続しないよう警告を受けながら、その警告を無視した場合には高まることになる」(第37項)。

2.4.10 拘禁から解放された後、法輪功のメンバーは監視下に置かれ、そして差別され、その結果として解雇され、そのことが家族にまで及ぶ可能性があります(法輪功実践者の国家的処置を参照してください)。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.4.11 しかしながら、と上級審判所は判決を続けます。すなわち「特別な要因及び信憑性のある動機がなければ、法輪功についての知識が限定されている、又は法輪功への関与が限定されている者が、中国に帰国した後に、当局の警戒を喚起し、その者のリスクを大きく高めるような活動に積極的に関与する可能性は低い」（第 38 項）。

2.4.12 したがって意思決定者は、この者らはたとえ法輪功を彼ら自身の家庭内において実践するとしても、帰国後に彼らの特定の状況においてそのような非難のリスクにさらされるかどうかを考察する必要があります。

2.4.13 法輪功の実践者は帰国後に個人的にのみ実践を行い、非難のリスクがないと認定される場合には、そのような「慎重さ」に関する根拠が考慮される必要があります。RT (ジンバブエ) 及びその他対内務大臣[2012] UKSC 38 (2012年7月25日) の訴訟において最高裁判所は HJ (イラン) における判決の根拠は政治的意見に帰せられる訴訟にも適用すると裁決しました。

2.4.14 RT (ジンバブエ) において、最高裁判所は次の判決を下しました。すなわち「条約は公然と政治的意見を表明する権利を、公然と同性愛者として生活する権利と同様に与える。この条約上の根拠は、個人のアイデンティティに非常に密接につながっている、又は基本的権利の表明であるという理由で変えられない、又は変えることを期待できない、特徴や立場を反映している」（第 25 項）。

2.4.15 しかし LL において上級審判所は特に、法輪功の瞑想及び鍛錬は単独で又は少数の友人らと個人的に行うことができ、法輪功の実践者らは、たとえある者はそうしたとしても、変節することについてのいかなる義務にも圧力にもさらされていないように思われると認定しました。上級審判所は L 中国 における控訴院により表明された以前の見解を承認しました。すなわち「私たちは、法輪功を公然と実践することを止めることへの当局の圧力は中核的人権の付与の放棄を伴うとは認めかねる」という見解です（第 36 項）。

2.4.16 LL は 1999～2004 年の範囲の国別情報を考慮していますが、現在入手可能な情報はこれらの所見から逸脱することを支持していません。

2.4.17 したがって、自身の活動の諸側面を帰国後に隠す法輪功の実践者らは、これを理由として迫害又は重大な危害のリスクを実証できる可能性は少ないでしょう。しかしある個人がその信念を隠し、そしてそのことの実質的な理由が、もし彼らが公然と生活することでもたらされる迫害の恐怖であるならば、彼らもまた難民とみなされるべきです。

2.4.18 当局の注意を引く可能性の高い活動（法輪功の公開実践、新規メンバーの募集、及び法輪功の情報の普及など）に関与する人たち、又は法輪功のメンバーである、若しくはメ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ンバーであると認められる人たちは、迫害及び／又は重大な危害のリスクにさらされる可能性が高くなります。しかしながら各ケースは事実に基づき検討されなければならず、リスクにさらされる可能性が高いことを立証する責任は本人にあります。

2.4.19 リスクの評価に関する更なる指針については、信憑性及び難民認定の評価に関する要領を参照してください。

b. 香港

2.4.20 法輪功は香港では、信奉者が社会活動家から身体的な襲撃を受けていますが、違法ではなく、公然と実践されています。しかし 2020 年 6 月 30 日に国家安全維持法 (NSL) が導入され、それは潜在的に幅広いものであり、国家権力に反対するいかなる者をも逮捕するために当局により使用できます。香港政府は今日までこの新法が法輪功にどのような影響を及すかについてコメントすることを差し控えています。法律は「法令を遵守する市民により合法的に享受される基本的権利及び自由」を保全すると述べています。法律は宗教的又は精神的集団についていかなる言及もしていません (香港における法輪功を参照してください)。

2.4.21 香港からの申立ての検討については、国別政策及び情報ノート、中国：香港国家安全維持法との関連において検討してください。

2.5 保護

2.5.1 個人が国家からの迫害について、然るべき根拠に基づく恐怖を有する場合、彼らが当局からの保護を利用できる可能性は低いものとなります。

2.5.2 国家による保護の利用可能性の評価に関する更なる指針については、信憑性及び難民認定の評価に関する要領を参照してください。

2.6 国内における移住

2.6.1 個人が国家からの迫害について、然るべき根拠に基づく恐怖を有する場合、彼らがそのリスクから逃れるために移住できる可能性は低いものとなります。

2.6.2 国内における移住に関する更なる指針については、信憑性及び難民認定の評価に関する要領を参照してください。

2.7 証明

2.7.1 申立てが却下された場合、2002 年国籍、移民及び庇護法第 94 条に基づき、「根拠

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

がないことは明白である」ことが立証される可能性は低いものとなります。

2.7.2 証明に関する更なる指針については、2002年国籍、移民及び庇護法第94節（根拠がないことは明白である申立て）に基づく保護の証明及び人権に関する申立てを参照してください。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

国別情報

第3節更新：2020年10月12日

3. 中国における宗教

3.1 宗教人口統計

3.1.1 中央情報局（Central Intelligence Agency）のワールド・ファクトブックは2020年7月時点において中国の推定人口は13億9,000万人を超えると述べています¹。中国政府の統計は中国の宗教信者が約2億人と記録しています²。しかしながら、フリーダム・ハウスは、中国における宗教に関する特別報告書において、次のように指摘しています、「中国には3億5,000万人を超える宗教信者がおり、さらに数億人が民族的伝統に従っている。中国における宗教コミュニティの正確な規模を決定することが困難であることは悪名高い話であり、公式に認定された集団についてさえそうである。政府の統計は未登録の寺院又は教会において礼拝する人々や18才未満の信者を除外しており、また多くの中国人は宗教と民間伝承の複合した慣行に関与している」³。

3.1.2 フリーダム・ハウスの2017年報告書によれば、「いくつかの情報源によると、中国において今日法輪功を実践している人数は少なくとも700万人から1,000万人の範囲であろうと推定され、一方で海外における法輪功の情報源は合計で2,000万人から4,000万人と推定している」⁴。法輪功は中国全体では活発な状態を維持しており、最も顕著なのは山東省及び中国東北部です。但し、法輪功の違法性がこの検証を困難にしています⁵。

第4節更新：2020年10月12日

4. 法的背景

4.1 憲法

4.1.1 憲法第35条は次のように述べています。「中華人民共和国の市民は言論、出版、集会、結社、行進及び示威行動の自由を享受する」⁶。

4.1.2 憲法第35条は次のように述べています。

「中華人民共和国の市民は宗教信仰の自由を享受する。

「いかなる国家機関も公共的組織も個人も、市民に対していかなる宗教も信仰する若しくは信仰しないことを強要できない。また、それらはいかなる宗教をも信仰する、若しくは信仰しない市民を差別することはできない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「国家は通常の宗教活動を保護する。いかなる者も、公共の秩序を乱す、市民の健康を損なう、又は国家の教育体系に干渉する活動に関わる宗教を利用してはならない。

「宗教組織及び宗教行為はいかなる外国の支配下にも置かれぬものとする」⁷。

4.1.3 しかし、米国国務省による信仰の自由に関する国際報告書(USSD IRF report)は、2019年における出来事を対象とする中で、憲法は市民が「信仰の自由」を有すると述べる一方、保護を「通常の宗教活動」に限定しており、しかも「通常の」の意味を明確化していないことを指摘しています⁸。

4.1.4 政府は5つの公式宗教を認定しています。仏教、道教、イスラム教、プロテスタント教、及びカトリック教です⁹、¹⁰。USSD IRF 報告書は、「これらの宗教を代表する5つの国家認定の『愛国的宗教協会』に属する宗教的集団のみが政府に登録し、礼拝行事を開催することを正式に許可される」¹¹と指摘しています。

4.1.5 法輪功は1998年に邪教(カルト)に指定されました¹²。

4.2 宗教活動に関する規則

4.2.1 改訂された宗教活動規則は2018年に発効しました。中国における全ての宗教組織はこれらの規制により拘束されますが、これは宗教活動を取り巻く行政上の枠組みを明記しています。中国法翻訳(China Law Translate)は2017年宗教活動に関する規則¹³の非公式な翻訳を提供しています。

4.2.2 2017年1月にロイターは次のように報じています。

「中国は水曜日(2017年1月25日)に公布された新しい司法的解釈によって、『カルト』と呼ぶものを弾圧するであろう。この解釈は政府官僚又は児童たちを改宗させる若しくは外国の集団と連携する集団に対して苛酷な刑罰を義務付ける。[...]当局は彼らがカルトとみなす者を追跡してきた。それは近年において増加しており、デモは力により抑圧され、また何人かの宗派のリーダーは処刑された。

「最高人民法院及び国家検察庁により公布された司法的解釈は、違反者が苛酷な刑罰の対象となる7つの領域を列挙したが、それには公衆の面前におけるカルト活動の実施、及び児童たち又は政府官僚に対する勧誘が含まれる。

「それほど重大ではないケースとしては、信奉者が悔い改めカルトを去る、若しくは彼らがカルトに加入することを強要されていた場合には刑罰が課されないという選択肢もある、と解釈は述べている」¹⁴。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.2.3 Bitter Winter は中国における宗教の自由と人権に関する雑誌ですが、その記事「邪教のリスト、宗教的迫害の主たるツール」において、次のように指摘しています。「2017年9月18日、更新された中国の反カルト（邪教）ウェブサイトは2014年に公的に列挙された禁止された集団のリストを繰り返し掲載している。全体で20の集団のうち、11の集団が「危険である」と記載された」¹⁵。記事は法輪功が、「危険である」リストの中で第1番であったことを指摘しています¹⁶。

4.2.4 オーストラリア外務貿易省の「中華人民共和国に関する DFAT（オーストラリア外務貿易省）国別情報報告書」は2019年10月3日に公表されたものであり、DFATの現地の知識及び中国の広範囲にわたる情報源との討論を利用したものですが、次のように指摘しています。

「・・・RRA：学校における宗教的教育の制限、宗教的祝祭の時間と場所の制限、違法な宗教的行事又は資金募集に罰金を科す、宗教的訓練施設の承認及びモニタリング並びにオンラインによる宗教活動のモニタリング手順の詳述、100,000 人民元（20,750 豪ドル）[およそ 11,500 ポンド]を超える全ての寄付を報告する要件の詳述、登録された宗教組織による未承認の文献の配布、未登録の宗教団体との提携、及び外国からの寄付の受領の禁止（以前は許可されていた）、並びに外国人が改宗することの禁止がある。外国 NGO 管理法（Foreign NGO Law）における並行的規定もまた、外国人が中国の宗教組織に寄付をすること又はそれらに代わって資金を募集することを禁止している」¹⁷。

4.2.5 報告書は次のように付け加えています。

「刑法は、国家の法又は行政上の規制を覆すために『迷信的宗派、秘密結社又は邪悪な宗教組織』を利用する個人については7年までの禁錮刑を規定している。1999年の司法的説明は次のように言及している。『これらの違法な集団は、宗教、気功[中国の伝統的運動鍛錬法]、又はその他のものをカモフラージュとして利用し、彼らのリーダー的メンバーを神格化し、メンバーを勧誘し支配し、迷信的概念を捏造し流布することにより人々を欺き、社会に危険をもたらすものである。』この刑法規定は法輪功を主たる標的としているが、迷信的又はカルト的とみなされる慣行に関わる他の人たちも、嫌がらせ、拘禁及び投獄に直面する」¹⁸。

4.2.6 USSD IRF 報告書は次のように指摘しています。

「法律はある種の宗教的又は精神的集団を禁止している。刑法は禁止された集団を『カルト組織』と定義し、そのような集団に所属する個人に対して刑事告発及び終身刑までの刑罰を規定している。そのような指定について決定する又は異議申立てをする手順について公表されている基準はない。国家安全維持法はまた、『カルト組織』を明示的に禁止している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

CCP[中国共産党]は法輪功運動及びそのような他の組織を根絶するための超法規的、党独自の治安手段を保持している。政府は法輪功を禁止し続けている・・・」¹⁹。

5. 法輪功

5.1 法輪功とは何か？

5.1.1 2019年のDFAT報告書は次のように観察しています。「法輪功（法輪大法としても知られる）は道教、仏教、及び気功（伝統的な呼吸法及び瞑想法）の諸側面を混合した精神的運動である・・・法輪功の実践者はその運動の起源は古代であると主張しているが、しかしそれが近代的な様式によって最初に出現したのは1992年であり、その時創設者である李洪志は吉林省の長春でその鍛錬法の伝授を開始した。他の宗教とは異なり、法輪功は個人的な鍛錬と瞑想に重点を置く」²⁰。

5.1.2 法輪大法情報センターは、2019年4月24日に公表されたその記事「法輪功の発生及び復活」において、次のように指摘している。「多くの人々はその癒し効果のために法輪功に惹きつけられた。しかしながら、法輪功が大衆を惹きつけた重要な理由は、実践者に対する単純で率直な要求に基づくものである。すなわち、『あなたの人生を真実、共感、及び忍耐に従って生き、悲観的な考えを捨て、あなた自身及び他の人たちに責任を持ちなさい』という要件である」²¹。

5.2 歴史

5.2.1 ブリタニカ百科事典の法輪功に関して更新された記事によれば、

「法輪功は気功（中国語：活力ある呼吸鍛錬）の1つの分派であり、伝統的医療と自己修練を合成したものである。それは1950年代初期に中国の医療機関のメンバーにより、中国伝統医学（TCM）を近代の社会主義中国において推進しようとする努力の一環として開発されたものである・・・

「気功は1950年代にいくつかの診療所及び療養所において実践することができたが、文化大革命（1966～1976年）の際に、その『封建主義的』歴史のために禁止された。1970年代終期に活力を取り戻したが、それは気功エネルギーの物質的存在の実験室での発見とされたものが、革命から遠ざかって科学及び経済の発展に向かう国家の政策の転換と結びついた時であった。一夜にして、気功は『科学的』となったが、それは国家による気功の承認につながったという地位の変化であった。

「この状況から気功ブームが進展したが、それは1980年代から90年代にわたる約20年間であり、社会的により自由となった毛沢東後の時代の中で、数億人の中国人がさまざまな

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

種類の気功の流派や実践に引き寄せられた。

「・・・気功運動には地位の高い支持者がいたが、また中傷者もあり、彼らは気功を迷信的及び欺瞞的であると非難した。1990年初期までには、このような批判が揺れ動く中国の政治当局において優位に立った。1992年に李洪志が法輪功（法輪の教え）を創設したのは気功運動の低迷する運命を回復しようとする努力においてであった。その名称は李が彼の信奉者らに植え付けると約束した回転する車輪に因んだものであり、それは彼らの身体を『もう1つの次元』に純化し、彼らを身体上の不安から解放するものであった。李の独自のメッセージは、『より高いレベルの修養』を強調することにより、気功の欺瞞と信仰療法との繋がりを駆逐しようとするものであった」。

「・・・原因がメッセージであろうと人物であろうと、法輪功は急速に人気を獲得し、李は他のカリスマ的な気功導師のお馴染みの道筋を辿り、多くの人前で注目を集める講話をし、1992年から1995年までの間に全国的な大規模な組織を構築した。この期間における法輪功の信奉者の推定人数はさまざまだが、約200万人から6,000万人の範囲にあった。

「しかし法輪功の出現は気功運動への批判に終止符を打つものではなく、その再生は短命という結果に終わった。1995年初期に、李は恐らくは中国メディアにおける気功への持続的非難により引き起こされる政治的問題を回避するという希望を持って、米国に移住することを決意した。・・・

「・・・李の不在及び全般的に低下しつつある気功及び法輪功の運命にもかかわらず、中国における大半の法輪功の信奉者は彼らの実践は完全に合法的であると信じ続けた。なぜなら政府内におけるこの主題に関する高レベルの議論は結論を出さなかったからであった。したがって、法輪功の信奉者らがメディアの批判に直面した時に、彼らは新聞社及びテレビ局のオフィス付近における平和裏のデモ行進によりこれに応じた。最終的に、1999年4月25日の多数のそして予告なしの集会において、およそ2万人の法輪功の信奉者は北京のCCP本部の外で抗議活動を行った。

「このデモ行動は党のリーダーたちを非常に驚かせ、中国人の活動としての法輪功の運命は大いに閉ざされた。党は直ちに、法輪功を1989年の天安門広場における学生のデモ行動以来の国家治安に対する最大の危険となると宣言し、活動を『異端のカルト』として禁止した。しかしながら、中国人海外移住者、特に米国及びカナダにおける法輪功の驚異的な強さのために、中国はこの活動の抑圧に直ちに成功しなかった。法輪功の信奉者らは、宗教の自由の問題として西欧のメディアにおいて、彼らの大義のために戦ったが、2001年1月に天安門広場において、法輪功の信奉者と称せられる多数の人々による焼身自殺により、西欧のメディアはこの集団はまさしく『カルト』であると確信するに至った（法輪功の信奉者らはこの出来事は中国政府によって仕組まれたものであると主張した）。法輪功はその後、自身

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の情報発信組織を設立した。それには大紀元時報 (Epoch Times) 新聞、新唐人電視台 (New Tang Dynasty) テレビネットワーク、及び希望の声 (Sound of Hope) ラジオネットワークが含まれ、中国において進行中の抑圧キャンペーンと思われるものに抵抗し続けている」²²。

5.3 実践及び信念

5.3.1 法輪功情報センターによれば、

「何よりもまず、法輪功は1つの実践であると考えることができる。実行される、行動に移される何かである。実践は有益な変化をもたらす、あるいは身体、心、及び自己において、すでに良いものをさらに強化するように行われる。

「法輪功においては、4つの気功体操と瞑想の実践によって身体に最も直接的に気を配る。気功体操は、1980年代の中国文化大革命後に人気を博したが、幾分、太極拳と形が似ており、それと同様に主としてエネルギーのレベルで身体に働きかける。ある人たちは気功（発音は chee-gung）を『中国式ヨガ』と呼んでいる。

「法輪功はエネルギーのレベルで身体を再調整し、一方で健康と幸福を悪化させる可能性のある障害物と不純物を排出する。より深いレベルにおいて、この実践は、それ自体の独特の様式によって、病気と身体的疾患のより基本的起源（すなわちカルマと呼ばれる悪性の物質）に対処する。瞑想はこれらの変化及びプロセスを容易にし、身体と心に特有の実践の微妙な作用を強化する。

「主要な医療施設における臨床管理され、ピアレビューされたいくつかの健康調査は、多くの人々がこの実践に由来するとする、有益で時として劇的な健康上の恩恵を探り確認し始めている。多くの人々が自分の経験を記述するよう促されており、それらはオンラインで読むことができる。

「人々が記述する典型的な恩恵には、エネルギー量の増加と疲労の軽減、健康の向上、病気に対する抵抗力の増大、より良い睡眠、感情のバランス、平静な感覚、前向きな展望、改善された人間関係、より深い自己認識、より深い意義付け、及び精神的成長が含まれる。

「体操及び瞑想はいかなる年齢、体力レベル、又は背景を有する人たちも実践でき、また要求という点では極めて柔軟である。それらは、何時でも何処でも一度に数分間のみでも行うことができるが、本人の選択によっては数時間にわたる実践もできる。しばしば人々はこれらを公園などの静かな環境において他の人たちと、1つのグループとして実践することを好んでいる。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「彼らは常にボランティアにより無料で教えられ、指導用ビデオに従って学ぶこともできる。これらの特徴は中国における法輪功の驚異的成長を促す部分でもあっただろう。

「法輪功の身体的側面は重要だが、この実践を特別のものとするのは心と倫理面の強調である。

「法輪功は元来仏教徒であるが、その教義においてより高い願望、すなわち、精神的完全性、アジアで『啓発』と呼ばれるものを含んでいる。アジアにおけるこの種の精神的修養はしばしば『内なる修養』又は『自己修養』と呼ばれ、中国の伝統的文化の重要な部分を構成する。さまざまな道家、仏教徒、及び儒者の実践はこの範疇に適合する。

「法輪功の中核は真実、共感、及び忍耐（若しくは中国語における真、善、忍）の価値である。この実践は、これらは宇宙自体の最も基本的な特質であり、そしてそれは『転法輪（Zhuan Falun）』という書物に力説されるように、日常生活及び実践についての指針として役立つものである。多くの人々は、その教義をよりよく理解し、具体化するためにこの書物を規則的に学習する。

「一貫した、そして献身的な実践によって、法輪功の学習者は無我の境地、より大きな洞察と認識、内的純粋さ、及びバランスを達成しようと熱望する。それは、真の健康と呼ばれることもある内的な作用である」²³。

5.4 香港における法輪功

5.4.1 ロイターは2020年7月27日に以下のように報じています。

「7月5日、日曜日、中国が香港において新国家安全維持法を発効させた5日後に、Yang Xialong 及び約30人の法輪功のメンバーが公園で直立していた。彼らの腕は彼らの閉じた両眼の上に伸ばされ、彼らの瞑想のサウンドトラックが鳥の歌声と混合しているようであった。

「この精神的集団は中国本土では1999年に禁止されたが、そのメンバーたちは、たとえその集団が人々に対して支配的中国共产党を放棄するようにと扇動したとしても、香港で自由に実践することを許容されていた。Yang は、安全維持法が幅広く定義された分離独立、国家の転覆の企て、テロリズム及び外国勢力との共謀の犯罪を終身刑に至るまでの処罰が可能であるとした後には、この都市では身の安全を感じないと話した。

「・・・香港政府は新法が法輪功にどのような影響を及ぼすかについてコメントすることを控えたが、しかし法は『法を遵守する市民により合法的に享受される基本的権利と自由』を保全すると述べた。法は宗教的又は精神的集団について何も言及していない。中国外交部は、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

新香港法は国家の治安を危機にさらすいかなる挙動についても制裁を課すであろうと述べた。外交部はその声明において、法輪功について一般的に次のように述べている。

『法輪功は、法に則り中国政府により禁止されているカルト組織であり、それはまた長い間中国人民により排除されてきた。このカルト組織を禁止することは、中国政府による正義の行為である。それは人民の要求に対応してなされるものであり、また社会の安定を維持し、人権を保護するための努力である。抑圧であるとする主張はナンセンスである。』

「集団の別名である、香港法輪大法協会のスポークスマンである **Ingrid Wu** は、2 人のメンバーが身の安全に対する恐怖からすでに香港を去ったと述べた。

「・・・たとえ新安全維持法が宗教的又は精神的集団について言及していないとしても、ヒューマン・ライツ・ウォッチの上級中国研究者である **Maya Wang** は、同法を幅広い、そして恣意的なものであると記述している。『中国政府に批判的である誰もが、法律に違反したと解釈される可能性がある』と彼女は述べた」²⁴。

5.4.2 米国国務省の国際的な信仰の自由に関する報告書は香港に関して次のように指摘しています。

「[2019年]9月、2人の襲撃者が法輪功の女性実践者を襲撃したが、それは彼女が計画中の法輪功のデモ行動について協議するために警察官と会った後であった。

「[2019年]11月、法輪功に関連する報道発信地である、大紀元時報の香港版のための印刷倉庫が、マスクを着用し、こん棒で武装した4人の襲撃者による放火襲撃を受けた。死傷者を伴うことなく火災は消火されたが、しかし印刷機は損傷した」²⁵。

5.4.3 2020年7月19日、CNNは以下のように報じました。

「法輪功の実践者は新安全維持法の主たる標的ではないが、同法は時として、昨年の反政府抗議に見られた行動を犯罪と指定するように明確に作られている。彼ら及び彼らのような他の集団は、その幅広い権限の範囲内に巻き込まれる可能性がある。特に、政府の転覆を図るという新しい犯罪は、多くの状況において『中華人民共和国の中央機関を転覆させる』ことを非合法的に衝動する。PRC 政府は共産党と永続的に連結していることから、抗議のために人々を共産党から離れさせる、若しくはその他の形でその活動を妨害する法輪功の活動は犯罪とみなされる。

「『国家の治安を危機に陥れるために外国又は外部組織と共謀する』という新しい犯罪もまた、法輪功を標的とするために使用される可能性がある。香港に多数の信奉者を有するカトリック教会又はその他の類似の信仰のようなトップダウン型の宗教ではないが、法輪功は、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

李洪志が 1996 年以來在住している米国に本拠を置いており、そこにはこの集団の主たるメディア及びロビー手段もまた存在している。

「新法の第 29 条の下では、『外国又は外部（中国以外）の機関、組織又は個人と共謀する、又はそのような組織から指導、支配、資金若しくはその他の種類の支援を間接的に又は直接的に受ける』者は誰も、『違法な手段によって、香港の住民に対して中央の人民政府又は地域政府に対して憎悪を喚起し、そのことが重大な影響をもたらす可能性が高い』と認定された場合には告発される可能性がある」²⁶。

5.4.4 同報告書はさらに続けて、次のように指摘します。

「抗議活動の他にも、法輪功は香港及び世界中のその他の地域において、共産党に対する最も声高の、目立つ反対集団の一つである。この集団は、その控えめな宗教的信仰のために、香港における反対派の主流から幾分孤立してはいるが、このことはこの都市において象徴的であるその存在感を止めることにはならなかった。そして北京のこの集団に対する巨大な反感を考慮すると、その多くの信奉者は法輪功でさえも香港において活動することができるということにある種の誇りを持つことになる。『人々が香港において法輪功を合法的に、また公然と実践できるということは、象徴的にも、また実際上も重要である』と、米国を本拠とする同集団のスポークスマンである **Erping Zhang** は述べた。**Zhang** は次のように述べた。「同法の下に新しい犯罪が創造されたことに加えて、香港で活動する中国の国家保安機関に与える幅広い権限について懸念している。その権限は、ある種の事案に関する中国の司法権を拡大し、人々を本土における裁判に連行することさえ可能にする。

「・・・しかし、必ずしも全ての宗教団体が心配しているわけではない。今月、宗教新聞 **Church Times** 宛の書簡において、香港の **Paul Kwong** 大司教は新安全維持法を称賛し、アジア司教協議会の会長である **Maung Bo** 枢機卿を含む人々からの批判に対して反論した」²⁷。

5.4.5 国別政策及び情報ノート：[中国：香港国家安全維持法](#)も参照してください。

5.5 勧誘

5.5.1 2019 年の DFAT 報告書は次のように指摘しています。「法輪功のメンバーたちは中国本土では公然と勧誘しない。しかしこの動きは香港（ここではそれは合法的である）及び外国では活発である。法輪功の実践者らは新メンバーになりうる人を特定し、彼らを緩やかに法輪功の実践及び信奉に導き入れる。法輪功の実践者らは一般に彼らの家庭内で私的に実践することができる」²⁸。

第 6 節更新：2020 年 10 月 12 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6. 法輪功実践者の国家的処置

6.1 国家の姿勢及び処置

6.1.1 中国問題に関する連邦議会・行政府委員会（中国における人権及び法律規則の制定を監視する米国政府機関²⁹⁾（CECC）はその2019年年次報告書において次のように述べています。

「中国当局は、PRC[中華人民共和国]刑法第300条の下で法輪功の実践者を日常的に迫害している[第300条は「法の執行を覆すためにカルトを組織し、利用すること」を犯罪とする]。法輪功の系列下にあるウェブサイト Clear Wisdom は、2018年に第300条の下で少なくとも931人の実践者らが有罪判決を受け、その多くは北部の遼寧省、山東省、河北省及び黒竜江省におけるものだと報告している。2018年11月には、湖南省長沙市において、2人の法律家が第300条に反対して法輪功の実践者らを[弁護する]弁論を行った罪状により彼らの職業免許を司法部から一時的に停止された。国際的な人権の非政府組織である米中対話基金会（Dua Hua Foundation）は、この処罰を、政治的に要注意の依頼人を代理する弁護士たちの公式な処罰の初期のパターンであり、そのことが他の犯罪弁護の法律家たちに対して、『完璧に合法的なそして効果的な弁護戦略』を追求する意欲を失わせる、と特徴づけている」³⁰⁾。

6.1.2 CECC 年次報告書はさらに次のように付け加えています。

「中国当局はまた、法輪功の実践者らを『転換』させるために、『教育を通じての転換』活動を利用して、彼らの精神的信念を放棄させるために圧力をかけている。フリーダム・ハウスのアナリストである Sarah Cook は、中国共産党[CCP]及び新疆ウイグル自治区[XUAR]の政策に影響力を有する政府高官は『反法輪功作戦書に準拠しているようであり』、しかもこれらの高官のある者は以前に法輪功の実践者の『転換』を監督していた」³¹⁾。

6.1.3 2019年のDFAT報告書は次のように指摘しています。

「CCP は、法輪功運動を排除し『邪教』に対処するために、異端カルトの防止と対処のための領導小組（Leading Small Group）を維持している。6-10 弁公室（法輪功に対する1999年6月10日の弾圧に因んで名づけられた）として知られる超法規的治安機関は法輪功活動を根絶するという任務を負っている。報じられているところでは、6-10 弁公室は実践者らに対して彼らの信奉を放棄するよう強要するために『再教育を通じた転換センター』として知られる専用の施設を創設している。

「・・・法輪功の実践者らを代理する弁護士は、典型的な法輪功の事件は次のように経過すると主張する。初期捜査の期間、被疑者は個人的所有物を没収され、拘留所に3か月から6

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

か月にわたり拘束される。裁判所による公判、そして判決。逮捕された法輪功の実践者らは（リーダーも信奉者も同様に）一般に3年から7年までの禁錮刑を言い渡される。矯正官らは法輪功の実践者らに彼らの信奉を非難するよう圧力をかけ、そして拘禁者らは告白書に署名すればより良い処遇を受けることができる。判事及び弁護士は実際、法輪功の事案に取り組むことを積極的に妨げられ、法輪功の実践者は精神医学的実験及び臓器摘出の対象となると、法輪功の実践者及び彼らの弁護士は主張している。DFAT はこれらの主張を検証することはできない。

「拘禁から釈放された後には、法輪功のメンバーらは監視下に置かれる可能性があり、高い技術を必要としない職業以上の職を求めることは困難になる。法輪功の実践者らに対する差別は家族のメンバーにまで拡大される可能性があり、その結果として雇用、年金又は社会的関係の喪失をもたらす可能性がある・・・

「当局、同僚又は隣人にひとたび知られると、法輪功のメンバーらは幅広い公的及び社会的差別に直面する。

「公式に指定された他のカルトとは異なり、政府は法輪功の実践者を犠牲者というよりは政治的対立者とみなし、そのように扱う。法輪功の実践者を弁護する弁護士は、拘禁中又は裁判所においてしばしば彼らの依頼人に接触することを拒否され、また当局による不利な扱い並びに身体的及び電子的監視の対象となる。

「・・・DFAT は法輪功の実践者ら、及び彼らの弁護士らは、公式の差別にさらされる危険性が高いと評価する」³²。

6.1.4 フリーダム・ハウスは、中国は2019年の間に法輪功精神集団を根絶するという彼らのキャンペーンを続行していると指摘しています³³。

6.1.5 人権擁護家及び人権派弁護士の処置に関する更なる情報については、中国に関する国別政策及び情報ノート：国家に対する反抗を参照してください。

6.2 逮捕

6.2.1 米国国際宗教自由委員会の2020年年次報告書は次のように指摘しています。「いくつかの報告書[以下の出典からの報告書を含んでいると思われる]によれば、2019年に数千人の法輪功の実践者らが、その活動の瞑想修行を実践した又は彼らの信条に関する書物を配布したことにより逮捕された。人権擁護家及び科学者らは、受刑者からの臓器摘出の慣行（その多くは法輪功の実践者であると信じられている）が著しい規模において実施され続けていることの証拠を提示している」³⁴。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6.2.2 明慧は、世界中の法輪功コミュニティについて報告することに特化したウェブサイト Minghui.org を運営する全てボランティアからなる組織ですが、同組織は 2019 年に下記のことが発生したことを 2020 年 1 月 13 日に報告しています。「6,109 人の法輪功の実践者らが逮捕され、また 3,582 人が彼らの信奉のために嫌がらせを受けた。これを記述している時点において、3,400 人の実践者らが拘置所に残されている」³⁵。

6.2.3 報告書は指摘を続けます。

「・・・2019 年には政府により要注意とみなされるいくつかの記念日があった。4 月 25 日は、数日前に不当に逮捕された数十人の実践者らの釈放を求めた、北京の **National Appeals Office** の外における 10,000 人の平和的アピールの 20 年目に当たる日であった。7 月 20 日は法輪功迫害の始まりの 20 年目に当たる日であった。10 月 1 日は中国の共産党体制設立の 70 年目に当たる日であった。法輪功の実践者らの逮捕及び嫌がらせは、これら 3 つの記念日のあたりに急増した。なぜなら、当局は実践者らが、公衆の前でのデモ活動に参加すること、あるいは迫害に関する意識を高めるための草の根運動に乗り出すことを防止しようとしたからであった。

「・・・これら実践者の多くは、通常 20 人から 30 人の集団で逮捕されました。ほとんどの場合に、警察は逮捕を執行する前に、実践者の携帯電話及び彼らの日常の行動を数か月にわたり監視する。

「・・・実践者の逮捕及び嫌がらせは 29 の省及び直轄市において実施された。山東省、河北省、及び四川省は上位 3 省」であり、1,000 人を超える実践者らが逮捕され、また嫌がらせを受けた。吉林省及び遼寧省等の 18 の省は 3 桁に及ぶ逮捕及び嫌がらせの事例を報告している。

「・・・標的となった実践者は全ての階層からの人たちであり、それには教師、技術者、法律家、リポーター及びダンサーが含まれる。

「・・・何人かの実践者は法輪功に関する書物をグループで読んでいたことにより標的にされ、ある者は、他の人たちに対して法輪功が人々の人生をどのように再生させるか、及び中国の体制は実践者をいかに迫害したかについて話したことで逮捕され、また他の者は地方官吏に対して中国共産党から離脱するよう促したことにより拘置所に収容された」³⁶。

6.3 拷問及び拘禁

6.3.1 USSD IRF 報告書は次のように指摘しました。「国内における宗教の自由と人権侵害を監視するオンライン刊行物である **Bitter Winter** は、個人が彼らの宗教的信条を実践したことにより精神病院に長期間拘束され、殴打され、また薬物の摂取を強要された事例を

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

報告している」³⁷。

6.3.2 2019年5月24日、Fox 11 Los Angelesは、米国在住の中国国籍者 Yifei Wang と彼女の夫 Gordon が、中国の強制労働収容所からの秘密映像をニュース・ネットワークに公開したことについて報道しました。Yifei と彼女の姉妹 Kefei は 2001 年に中国東城の天安門広場に居て、法輪功への支持を示していました。両人は捕らえられ、強制労働収容所に送られましたが、Yifei は看守の助けにより逃げることができました。彼女は後に、彼女の姉妹は 30 歳の時に心臓発作により死亡したと聞かされました。家族は病院で Kefei の身体を彼女が死亡した頃に見て、彼女が拷問を受けていたことを確信しました。ネットワークに公開された秘密映像はさまざまな人たちにより記録されたものであり、収容所における人々の不当な扱いを示すことを意図するものでした。その映像においてある人たちは衰弱し、ベッドに拘束され、また彼らの顔や身体には病変が認められました。Yifei の夫の Gordon は、Kefei の身体を見るために 2015 年に強制労働収容所を訪れましたが、彼女が自然の原因により死亡したことに同意した場合のみ、身体を見ることが許可されると告げられました³⁸。

6.3.3 中国での臓器移植濫用停止国際ネットワーク (ETAC) により、しかし同組織からは独立して開始された、国際的法廷弁護士／法律家、外科教授、歴史学者及びその他により構成される中国法廷 (China Tribunal) は、中国における良心の囚人からの臓器強制摘出を調査するために立ち上げられたものですが、2019年6月17日に公表された彼らの「最終判定及び総括－2019年」において次のように指摘しています。

「拷問の行為は PRC 当局によって、法輪功の実践、支持及び弁護のため、そして他に理由はなく拘禁された人たちに加えられたものであった。このような拷問の行為は長い期間にわたり、PRC のさまざまな多くの場所において実施されたものである。拷問の行為は、一般に、法輪功の実践者らに対する中国國家の全体的に一貫した態度及びアプローチを示している。それは本質的に体系的であり、法輪功の実践者らを罰し、追放し、屈辱を与え、人間性を奪い、品格を落とし、また悪魔化し、彼らがその実践を非難し放棄するように設定されたものである。・・・PRC 及びそのリーダーらは、法輪功の実践者を迫害し、投獄し、殺害し、拷問し、屈辱を与えるように積極的にあおるが、その唯一の目的は法輪功の実践、信奉及び価値を廃絶することである」³⁹。

6.3.4 2019年7月22日付けのフリーダム・ハウスのニュース記事は次のように述べています。

「法輪功の実践者が拘禁された時に、中国内外の信奉者は地元の官吏に対して拘禁者の釈放を実現するよう圧力をかける。中国外の多くの国々におけるボランティアのチームは、中国国内で取得された（時としては共感を持つ警察官から取得した）電話番号を使用して、地元の警察、公安官、検察官、及び判事に対して電話をかける。このようなチームのコーディネ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

一ターによれば、各週に、350人の拘禁された人々のために3,000件を超える電話がかけられる。中国国内では、信奉者は地域当局に手紙を書き、拘禁された信奉者を代理すべく人権派弁護士を雇い、また実践者以外の人たちによる釈放を求める請願の署名を集める。

「これらの努力は次第に成果を生み出しているように思われる。拘禁者が集中的な救援活動の後に釈放された、詳しく記録された事例がある。より一般的には、数千件の電話をかけた人物がインタビューで、『中国全土の各地において、[警察官は]真の状況に関してより明確に知っており、警察官が秘密裏に法輪功を助けた多くのケースがある。』と回顧した。法輪功の依頼者を弁護したある弁護士は同様に次のような見解を述べている。『法輪功の実践者らは地域の担当官らと話し合っているのです、彼らのうちのある者らは態度を変化させ、法輪功のメンバーは脅威的ではないと気づき、彼らは法輪功のメンバーを逮捕したくないと思っている。』これらの動きは2015～2016年のページ、及び前の公安のトップである周永康や反法輪功キャンペーンに関わった他の官僚らが汚職の罪により投獄されるまで増幅したが、その後、法輪功を標的とすることについての地域の担当官へのトップダウンの圧力は幾分低減した。

「・・・日常ベースにおいて、多数の判事、検察官、及び警察官は、法輪功への献身に固執する中国市民の逮捕、投獄、及び拷問に積極的な役割を果たしてきた。しかし、1999年7月に中国内外で、20年後に数百万人の人たちが法輪功をなおも実践し、隣人らが法輪功サイドに立つ請願書に署名し、また一部の警察官らが信奉者を逮捕することを拒否したということを予測していた者はほとんどいなかったらう」⁴⁰。

6.3.5 2019年のDFAT報告書は次のように指摘しています。「2013年末期に強制労働センターを通しての再教育が廃止されて以来、法輪功の実践者は在宅拘束、犯罪又はその他の形態による行政罰の対象となり、又はプロパガンダ的な訓練を受けた後に釈放されたと報告される。フリーダム・ハウスは、その独立の検証によれば、2013年1月1日から2016年6月1日までに、933件のケースにおいて、法輪功の信奉者が彼らの信奉により12年までの禁錮刑を宣告されたと述べている」⁴¹。

6.3.6 明慧は2020年1月8日に次のように報告しています。「中国において、2019年に96人の法輪功の実践者らが彼らの信奉のために死に至るまで迫害されていたことが確認され、過去20年の野蛮な抑圧による確認された死者数の合計は4,363人に達した」⁴²。これらの死亡者のうち、まだ刑務所の拘置所及び警察署に拘束されている間に死亡したのは19人にすぎず、96人のうち3人は刑務所から釈放された後に死亡し、5人は逮捕後及び／又は警察官の嫌がらせにより死亡したと報告書は指摘を続けます。他の69人がどのようにして死亡したのかは明らかではありません⁴³。

6.3.7 同情報源は2020年1月9日に次のように指摘しています。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「2019年には、少なくとも774人の法輪功の実践者が彼らの信奉のために有罪判決を受けたことが確認されている。・・・実践者のうちのある者は法輪功の迫害に関する関心を高めただけで有罪判決を受けている。・・・ある実践者は彼らの逮捕のまさに数日後に評決を受けている。またある者は拘置所で拷問され、深刻な健康状態にもかかわらず投獄された・・・。2019年に有罪判決を受けた実践者は中国における28の省及び直轄市から来たものであり、2つの省における事例として3桁の数（山東省119件、及び黒竜江省114件）が記録されており、また17の地域では2桁（11～85件）である・・・。合計で271人の実践者らが3,490,400元、平均してそれぞれ12,880元[約1,500ポンド]の罰金刑を受けている」⁴⁴。

6.3.8 2020年9月の記事において、明慧はさらに次のように指摘しています。「2020年の7月から8月までの間に、11人の法輪功の実践者が彼らの信奉に対する迫害の結果として死亡しています・・・。2人の女性実践者は死に至るまで殴打されました。1人の男性実践者は、4年の刑期を務めている間に、健康上の理由による仮釈放を拒否され、獄中で死亡しました。他の人たちは長期にわたる投獄、拷問、移動、及び嫌がらせの結果として死亡しました」⁴⁵。

6.3.9 2019年、中国に関するCECC年次報告書は次のように述べています。

「例年のように、当局は法輪功の実践者らを拘禁し続け、また彼らに苛酷な処置を加えている。政府による抑圧のために、中国における法輪功の実践者らの数を決定することは困難である・・・。

「・・・Clear Wisdomは法輪功コミュニティに関して報道する組織であるが、拘禁されている間の実践者に対する威圧的及び暴力的慣行を記録している。それには肉体的暴力、強制的薬物投与、睡眠妨害、及びその他の形態による拷問が含まれる。2019年2月、Clear Wisdomは、2018年には担当官の不当行為により69人の法輪功の実践者が死亡したことを確認している」⁴⁶。

6.3.10 報告はさらに指摘しています。

「・・・法輪功の実践者であるSun Qianは連邦議会・行政府委員会に対して、彼女は『拘置所にいる間に拷問され、恣意的に公判前に長期に拘禁され、また正当な弁護士の依頼が阻止された』と情報提供した。

「他のケースにおいては、担当官は拘禁者が弁護士に接触することを拒否した。例えば人権派弁護士の王金璋は彼の妻により指名された弁護士に会うことを阻止された。

「・・・2019年1月、内モンゴル自治区包頭市における青山区人民法院は法輪功の実践者であるWang Ying及びWang Honglingに対してそれぞれ2年の禁錮刑及び1年6か月の

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

禁錮刑を言い渡した。当局は、彼らが包頭市において配布していた法輪功の資料に関連して彼らを拘禁したのである」⁴⁷。

6.3.11 フリーダム・ハウスは、2019年の出来事を扱った彼らの報告書、「世界における自由 2020—中国」において次のように述べています。「数百人の法輪功の実践者らは最近長期の刑期を宣告されており、その他の多くの人々が恣意的に、さまざまな『法定の教育』施設に収容されている。収容者らは一般的に拷問にあうが、その目的は彼らの信奉の放棄を強要することであり、時には収容所において死亡するに至っている」⁴⁸。

6.3.12 2019年のUSSD IRF報告書は次のように指摘しています。「政治犯データベース (PPDB) [人権 NGO 対話基金会により維持されている]は、2018年末の3,486人と比較して、2019年末には2,979人の法輪功の実践者の投獄を記載している。対話基金会は投獄されている宗教的实践者を『公式に認可されていない宗教的信念を有するために迫害される人々』と定義している」⁴⁹。

6.4 臓器の摘出

6.4.1 中国法廷[上記 6.3.3 項参照]は、2018年12月発行のその中間判決において次のように述べています。

「当法廷のメンバーは、満場一致で、合理的な疑いの余地なく確実に、中国においては、良心の囚人からの臓器強制摘出は相当な期間にわたり実施されてきており、著しい数の犠牲者を伴っていると確信している。」

「・・・これらの個々の結論は、複合された場合には、不可避の最終結論に導く。すなわち、臓器強制摘出は中国全土にわたり著しい規模において実施されてきており、そして法輪功の実践者らは1つの、恐らくは主要な臓器供給源である。・・・当法廷は中国の臓器移植産業に関わるインフラストラクチャーが解体されたということに関していかなる証拠も有さず、直ちに使用可能な臓器供給源に関する十分な説明がないことから、臓器強制摘出は今日まで続けられていると結論付ける」⁵⁰。

6.4.2 同法廷は、このことがジェノサイド(大虐殺)の犯罪を構成するののかについて考察を続けます。彼らは法輪功がジェノサイド目的のための「集団」を構成し、しかもジェノサイドの要素は確立されていると結論付けました。しかし必須条件としての意図が立証されていないため、したがってジェノサイド自体が立証されたということは確認できませんでした⁵¹。しかしながら、法廷は次のように指摘しています。

「・・・臓器強制摘出は比類のない悪行であり、それは死のための死という意味において、前世紀に犯された大量犯罪による殺戮にさえ匹敵するものである。一部若しくは多くの人

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

たちの心の中には、ジェノサイドが犯されているという、もっともらしい、あるいは非常にもっともらしい、正当化されうる信念がある」⁵²。

6.4.3 2019年12月、イスラエルのHaaretz新聞のオンライン版であるHaaretz.comは次のように報じています。

「2015年に、長年にわたる否定の後に、中国は死刑囚からの臓器摘出を停止すると発表した。しかし新しい知見は、何も変わっていないことを示している。

「・・・1984年という時期に、死刑判決を受けた者の臓器を移植のために摘出することを許可する1件の秘密法がそこで[原文ママ]施行された。この法律は、その存在が徐々に漏洩したが、それは処刑された個人の臓器の使用を断固として禁止するという全ての国際法及び倫理慣行に反するものであった」⁵³。

6.4.4 Haaretz.comはさらに指摘しています。

「長年にわたり、中国当局は秘密法の存在及び彼らが販売している臓器の出所の両方を完全に否定していたが、2005年に最終的に事実を認めた。1年後、2人のカナダ人の研究者らが、『中国臓器狩り (Bloody Harvest)』というタイトルの包括的なレポートを公表したが、それは中国の移植に使用される臓器は司法体系により公式に死刑判決を受けた個人からのみ来たものではないことを明らかにした。供給源の多くは多数の良心の囚人を起源とするものであり、特に法輪功の実践者からである。それは、そのメンバーが1999年に共産党体制に反抗する者であると宣言され、その法的権利を剥奪された集団である。彼らは集団でいわゆる『再教育キャンプ』に監禁され、拷問され、そして数万件と推定されるケースにおいて、需要に応じて処刑され、そして彼らの臓器は移植のために販売された。数年間にわたる多くの証言及び研究が、中国の良心の囚人このような処置の対象となっていたことを確認しているが、北京当局は今日までこのことを否定し続けている」⁵⁴。

6.4.5 2019年の米国国務省の人権慣行に関する報告書(2019 USSD 人権報告書)は、2019年の出来事を包含するものですが、次のように述べています。「意思に反する又は受刑者ベースの臓器移植システムの直接的証拠はなかった。それでもなお、一部の活動家及び組織は、良心の囚人、特に法輪功のメンバーからの意思に反する臓器摘出について政府を糾弾し続けている。PRC政府はその主張を否定し、移植に使用するための臓器を処刑された受刑者から摘出するという長年にわたる慣行を2015年に正式に廃止したと述べた」⁵⁵。

6.4.6 USSD IRF 報告書2019年は次のように指摘しています。

「明慧は、山東省青島市からの法輪功の実践者である He Lifang が[2019年]5月に逮捕され、7月2日に拘留所で死亡したと報じた。明慧によれば、彼の家族は彼の胸に縫い付けら

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

れた切開部及び彼の背中に開いた切開部を観察した。警察は当初、切開部は検死解剖の結果であると述べたが、彼の家族は、彼が存命中又は死後のいずれかに彼の臓器が摘出されたと疑った。11月には黒竜江省ハルビン市の Wang Dechen が10年間の刑期を務め終えた後に死亡した。家族によれば、刑務所当局は彼らに Wang の遺体に近づくことを許可せず、遺体は彼の死の2日後に火葬にすることに同意するようにと圧力をかけた。彼の家族は、自分たちは彼が臓器摘出の犠牲者であったと疑っていると語った」⁵⁶。

第7節更新：2020年9月22日

7. 移動の自由

7.1.1 2019年 DFAT 報告書は次のように述べています。「当局に知られている法輪功の実践者らは旅券を取得することが困難である可能性が高いことが分かるであろう。情報筋の報告によると、ある移民局（特に通過国におけるものであるが）は法輪功の実践に関して庇護を求めようとする人たちに対して、彼らの申立ての便を図るために指導をした可能性がある」⁵⁷。

7.1.2 2019年 USSD 人権報告書は次のように指摘しています。

「当局は移動の自由に関する厳しい制限の維持を継続しているが、それは特に、重要な記念日、外国高官の訪問、又は主要な政治的行事の前に政治的に要注意とみなされる個人の移動を制限するため、及びデモ活動を未然に防止するためである。

「・・・政府は個人の職場又は住居を変更する自由の制限を維持しているが、国の戸籍登記制度（戸口）は変化し続けており、ほとんどの市民が働くため及び居住するために国内を移動する可能性は拡大し続けている。多くの農村住民は、その1人当たりの可処分所得が農村の1人当たりの所得の約3倍である都市部に移住する一方、彼らはしばしば国内において正式な居住地及び職場を変更することはできない。ほとんどの都市は新規の一時的居住許可の数について発行できる年間割り当て数を定めており、全ての就業者は、大学卒業者も含めて、そのような許可を得るために競争しなければならない。農村住民にとって、経済的により発展した都市部において住居登記を取得することは特に困難である。

「農村住民は都市部に移住し、そして就職できた後においても、彼らが直面する困難さに戸籍登記制度がさらに加わることになる。中国の国家統計局により2月に公表された2019年の国家経済及び社会発展に関する中華人民共和国統計コミュニケによれば、2億8,600万人の人が自分の登記住居地の管轄外に居住している。移住した就業者及び彼らの家族は、労働条件及び労働者の権利に関して多数の障害に直面している。その多くは、彼らが居住し就業する都市において、彼らの子どもたちの公共教育、社会保険等の公共サービスを受けること

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ができない。なぜなら、彼らは都市部の住民として正式に登録されていないからである。

「5月から7月までの間に、北京外の住民が直轄市の新ポイント・システムに基づき北京の戸口を申請した。2018年に発効した新規政策の下では、法的な定年年齢未満で、連続7年間の市の社会保険記録を伴う北京の短期滞在許可を持ち、さらに犯罪記録を有さない北京生まれではない者は戸口のためのポイントを蓄積する資格を有する。『良い勤め口、北京に安定した家庭、強力な教育的背景、イノベーションにおける成功、及び北京での起業』を伴っている者はポイント・システムの競争において高いスコアを取得する可能性が高い」⁵⁸。

7.1.3 報告書は次のように指摘を続けます。

「法律は亡命者／難民が帰国する権利を提供することも、また亡命に対処することもしない。政府は反体制派、法輪功の活動家、あるいは『トラブルメーカー』とみなされる市民の再入国を拒否し続ける。当局は外国に住む一部の反体制派の帰国を許可するが、健康上の理由により釈放され、国を離れることを許可された反体制派の人々は実質的に亡命させられる」⁵⁹。